

岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱規程

制定 平成17年3月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、本学大学院学則（以下「学則」という。）第6条第5項の規定に基づき、学生が標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な履修（以下「長期履修」という。）を願い出た場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 学則第6条第4項の規定に基づき長期履修が認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 病院、官公庁、企業等に在職している者若しくは自ら事業を行っている者等職業に就いている者又は勤務予定の者
 - (2) 修学に重大な影響があると各研究科が認める事情を有する者
- 2 前項第2号の事情に、論文掲載証明の取得の遅れ等研究スケジュールの遅れは含まないものとする。

(手続)

第3条 入学を志願する者で長期履修を希望する者は、原則として入学願書提出時に長期履修を申請しなければならない。

- 2 在学する者（最終年次に在学する者を除く。）で長期履修を希望する者は、長期履修の開始を希望する年度の前年度の12月までに長期履修を申請しなければならない。
- 3 長期履修の申請にあたっては、主科目責任者の承認を経た上で、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 長期履修が必要であることを証明する書類（別に細則で定めるもの）

(許可)

第4条 長期履修の許可は、各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(長期履修期間)

第5条 長期履修の期間は、年度を単位として許可する。

(期間の変更)

第6条 学長が必要と認めた場合は、許可された長期履修期間の短縮又は延長を1回に限り許可することができる。

- 2 前項の規定により期間を短縮する場合、標準修業年限に1年を加えた期間を下回ることはできない。

(長期履修者の早期修了)

第7条 長期履修の許可を得た者には、学則第6条第3項に定める早期修了の規定を適用しない。

(長期履修期間の短縮及び延長の手続)

第8条 第6条第1項の規定により長期履修期間を短縮しようとする者は、長期履修期間の終了する日の2年前（2年以上の期間を短縮しようとする場合は、短縮しようとする期間に1年を加えた年数前）までに、主科目責任者の承認を経た上で、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 短縮した期間での履修が可能であることを証明する書類（別に細則で定めるもの）

- 2 第6条第1項の規定により長期履修期間を延長しようとする者は、長期履修期間の終了する年度の前年度の12月までに主科目責任者の承認を経た上で、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 期間の延長が必要であることを証明する書類（別に細則で定めるもの）
（授業料）

第9条 入学志願時に長期履修を申請し許可された学生に係る授業料の年額は、学則第32条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額（以下「標準授業料総額」という。）を許可された在学年数で除した額とする。

2 入学志願時に許可された長期履修期間を第6条第1項の規定により短縮して許可された学生に係る授業料の年額は、学則第32条第1項の規定にかかわらず、標準授業料総額から学生が既に納付した額及び短縮開始年度の前年度に納付すべき額を控除した額を、残余の履修年数で除した額とする。

3 入学志願時に許可された長期履修期間を第6条第1項の規定により延長して許可された学生に係る授業料の年額は、学則第32条第1項の規定にかかわらず、標準授業料総額から学生が既に納付した額及び延長開始年度の前年度に納付すべき額を控除して当初の授業料の残額を算出し、学則第32条第1項で定める授業料に延長した年数を乗じた額をこれに加えて延長許可後の授業料の残額とし、これを残余の履修年数で除した額とする。

4 在学している学生が長期履修を申請し許可された場合の授業料の年額は、学則第32条第1項の規定にかかわらず、標準授業料総額から学生が既に納付した額及び長期履修開始年度の前年度に納付すべき額を控除した額を、残余の履修年数で除した額とする。

5 在学中に許可された長期履修期間を第6条第1項の規定により短縮して許可された学生に係る授業料の年額は、第2項の例により計算した額とする。

6 在学中に許可された長期履修期間を第6条第1項の規定により延長して許可された学生に係る授業料の年額は、第3項の例により計算した額とする。

7 第1項から前項までにおいて算出する授業料の年額に千円未満の端数があるときは、各年度の額に千円未満の端数が生じないよう初年度の金額を調整する。

（休学時の授業料）

第10条 長期履修学生が休学した場合の休学期間の授業料は、前条の規定にかかわらず学則第32条第1項に定める額から休学を許可された月の翌月から復学を許可された月の前月までの月割計算による額の半額を免除する。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、長期履修制度の実施に関し必要な事項は、各研究科委員会が定める。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が定める。

（事務）

第13条 この規程に関する事務は、各教務課が行う。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。